

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部をその者の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、公立大学法人滋賀県立大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則（以下「細則」という。）で定める日に、同日前において細則で定める日以前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第 4 5 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれ

に相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳(技能労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の末日を超えて在職する職員の昇給は、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給)

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間(以下この条において「給与期間」という。)について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
 - 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
 - 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 6 職員がその者またはその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

(給料の日割計算)

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日(勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

- 第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

- 第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者(以下「管理職員」という。)に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。
- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。
 - 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

- 第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

- 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母および祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身に著しい障害を有する者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「教4級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,700円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡したした場合においてはそれぞれの者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

- 第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域におけ

る物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
 - (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額および第2号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額31,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から13,000円を控除した額
 - イ 月額31,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から31,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が12,000円を超えるときは、12,000円）を18,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、当該額から理事長が定める額を減じた額）
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて別表第6に定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて別表第7に定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額

- 3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して理事長が定める者であった者から引き続き職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車または自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
 - 3 この規程の適用を新たに受けることとなった職員が、採用に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入試手当)

第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる委員等を務め入試業務に従事した場合に、委員等の区分に応じ手当額欄に掲げる額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。

4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

（時間外勤務手当）

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務100分135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する理事長が定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間外にした勤務の時間100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2）割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の50

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（1）正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額

（2）割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日および年末年始の休日（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日等における勤務時間規程第8条の規定（以下「休日の振替に関する規定」という。）に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。）、休日の振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当、ならびに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日（週休日である土曜日を除く。）および年末年始の休日（週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前二項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日（以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員（第32条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第30条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と

とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第46条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末

手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員(理事長が定める 職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「期間率」という。)に理事長が定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において 同 じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額 を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日(以下この条および次条において同じ。))」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第13条から第15条までおよび第17条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第31条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。(刑事事件起訴)

5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。(研修等)

6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給するこ

とができる。(水難行方不明)

- 7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。(特別事由休職)
- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号(被後見人等該当)に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表(以下「旧表」という。)の適用を受けていた者であつて、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年滋賀県条例第9号)により引き続き法人の職員となった者(以下「移行教員」という。)の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表(以下「新表」という。)を適用するものとする。この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間(理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。)に応じて別表第1に定める対応の号給とする。
- 3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあつては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であつて別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。
- 4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。)第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者(以下「派遣職員」という。)の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。)第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。
- 5 移行教員のうちその者の受ける給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額)が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。)にあつては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額)のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあつては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

- 6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
(地域手当に関する特例)
- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。
- 2 この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

（給与の内払）

- 7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第24条関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（別表第4の2、別表第5関係）

付 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則
この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における住居手当に関する経過措置)
2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号中「2, 200 円」とあるのは「3, 400 円」と、同項第 4 号中「1, 100 円」とあるのは「1, 700 円」とする。

付 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 6 日から施行し、第 13 条の規定および別表第 1 から別表第 3 までは平成 26 年 4 月 1 日、第 29 条の規定は平成 26 年 1 月 1 日、別表第 6 は平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

付 則
1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程(平成 18 年 4 月 1 日施行)付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であって、規程(平成 18 年 4 月 1 日施行)付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額と付則第 5 項および第 6 項の規定による給料の額との合計額に」とする。
4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 16 条の規定の適用については、同条中「100 分の 7.5」とあるのは「100 分の 7.5 を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
5 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、同条中「30, 000 円」とあるのは「30, 000 円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

付 則

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。
- 3 平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表1による。
- 3 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表2による。
- 4 平成31年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表3による。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 6 平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成29年4月1日から適用し、第14条の規定および第24条の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき7,500円とする。
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 4 平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成31年1月8日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成30年4月1日から適用し、第14条の規定および第26条の規定は平成31年4月1日から適用する。

- 2 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき8,700円とする。
- 3 平成30年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の80」と、「100分の110」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 5 平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和2年1月7日から施行し、別表第1から別表第3までの規定は平成31年4月1日から、第29条の規定は令和元年12月1日から、第17条および付則第4項から第6項までの規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。
- 3 令和2年1月7日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和2年1月7日改正施行後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第17条の規定の適用の日（以下この項において「一部適用日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部適用日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部適用日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 当分の間、第16条の規定の適用については、同条中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、6分の7.5を乗じて得た額」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6」とする。ただし、職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合の当該職員の地域手当の月額に係る同条の規定の適用については、この限りでない。
- 6 当分の間、別表第1から別表第3に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.4152を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付 則

この規程は、令和2年6月15日から施行し、別表第5は令和2年4月1日から適用する。

付 則

- この規程は、令和2年10月19日から施行し、令和2年8月1日から適用する。
- 令和2年度において、第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 令和2年度において、別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	13,333円
	出題・採点委員（実技）	6,666円
	採点委員	5,000円
	点検委員	7,111円
	面接委員	8,000円

付 則

- この規程は、令和2年11月30日から施行する。
- 令和2年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

付 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 当分の間、改正後の規定にかかわらず、教員についての人事評価にかかる項目は、なお従前の例による。
- 第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	20,000円
	出題・採点委員（実技）	10,000円
	採点委員	5,000円
	点検委員	8,000円
	面接委員	8,000円

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	(1) 主任主事の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	(1) 係長、副主幹、主任主査または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務
4級	(1) 主幹または専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長、副主幹、主任主査または主査の業務
5級	(1) 課長補佐、室長補佐または副参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹または専門員の職務
6級	(1) 課長の職務 (2) 参事の職務 (3) 困難な業務を行う課長補佐、室長補佐または副参事の職務
7級	理事長が定める課長の職務
8級	事務局次長の職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職務表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長	第一種
課長 (理事長の定める課長の職に限る。)	第二種
課長 (理事長の定める課長の職を除く。)、参事、研究院長および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6（第18条関係）自動車を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	3, 900円
5 km以上 10 km未満	5, 700円
10 km以上 14 km未満	8, 100円
14 km以上 18 km未満	10, 500円
18 km以上 22 km未満	12, 900円
22 km以上 26 km未満	15, 300円
26 km以上 30 km未満	17, 700円
30 km以上 34 km未満	20, 100円
34 km以上 38 km未満	22, 500円
38 km以上 42 km未満	24, 400円
42 km以上 46 km未満	25, 900円
46 km以上 50 km未満	27, 400円
50 km以上 54 km未満	28, 900円
54 km以上 58 km未満	30, 400円
58 km以上 62 km未満	31, 600円
62 km以上	32, 800円

別表第7（第18条関係）自転車等を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	2, 500円
5 km以上 10 km未満	4, 600円
10 km以上 15 km未満	7, 000円
15 km以上 20 km未満	9, 400円
20 km以上 25 km未満	11, 800円
25 km以上 30 km未満	14, 200円
30 km以上	16, 600円

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区 分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・ 英語・国語）	80, 000円
	出題・採点委員	60, 000円
	出題・採点委員（小論文）	30, 000円
	出題・採点委員（実技）	15, 000円
	採点委員（点検委員含）	8, 000円
	採点補助員	5, 000円
特別 選抜	面接委員	8, 000円
	出題・採点委員	20, 000円
	出題・採点委員（実技）	10, 000円
	採点委員	5, 000円
	点検委員	8, 000円
大学 入学 共通 テスト	面接委員	8, 000円
	試験実施本部員	従事時間数に応じ、独立 行政法人大学入試センタ ーが規定する基準額を基 に予算で定める額
	試験監督者	
監督補助員		

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円
第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第1（第5条関係）
教育職給料表

職員 の区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
再雇 用職 員以 外の 職員	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	
	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		
	93	356,600	418,200		
	94	357,000	418,500		
	95	357,500	418,800		
	96	358,000	419,100		
	97	358,600	419,300		
	98	359,100	419,600		
	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
再雇 用職 員		282,800	293,800	315,700	399,700

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2（第5条関係）
一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,200
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,400
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,800
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,200
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,600
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	473,000
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,400
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,800
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,200
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	475,000
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	475,400
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	475,800
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	476,200
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	476,600
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400	477,000

再雇
用職
員以
外の
職員

別表第2（第5条関係）
一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再雇 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	132,300	206,300
2	133,200	207,600
3	134,200	208,900
4	135,100	210,200
5	136,100	216,200
6	137,100	218,000
7	138,100	219,700
8	139,100	221,500
9	139,900	223,200
10	140,900	224,900
11	141,900	226,500
12	143,000	228,100
13	143,800	229,500
14	144,800	231,200
15	145,800	232,800
16	146,800	234,400
17	147,900	235,400
18	149,200	236,900
19	150,400	238,300
20	151,600	239,500
21	152,700	240,700
22	153,900	241,900
23	155,100	242,900
24	156,300	244,100
25	157,400	245,400
26	158,900	246,400
27	160,400	247,600
28	161,900	248,900
29	163,300	249,800
30	164,700	251,100
31	166,200	252,300
32	167,700	253,600
33	169,100	261,600
34	170,900	263,300
35	172,700	264,900
36	174,500	266,500
37	176,200	268,400
38	177,900	270,200
39	179,600	271,900
40	181,300	273,600
41	182,200	275,300
42	183,900	277,000
43	185,500	278,800
44	187,200	280,300
45	188,700	281,800
46	190,400	283,700
47	192,200	285,500
48	193,900	287,400
49	195,500	289,000
50	196,900	290,700
51	198,400	292,500
52	199,900	294,300
53	201,200	295,800
54	202,500	297,500
55	203,700	299,000
56	205,000	300,600
57	206,300	302,200
58	207,600	303,900
59	208,900	305,500
60	210,200	307,200
61	216,200	308,100
62	218,000	309,600
63	219,700	311,100
64	221,500	312,700
65	223,200	314,300
66	224,900	315,900
67	226,500	317,500
68	228,100	319,000
69	229,500	320,500
70	231,200	321,700
71	232,800	322,900
72	234,400	324,100
73	235,400	324,800
74	236,900	325,700
75	238,300	326,500
76	239,500	327,300
77	240,700	328,200
78	241,900	328,600

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
79	242,900	329,300
80	244,100	330,100
81	245,400	330,900
82	246,400	331,600
83	247,600	332,300
84	248,900	333,000
85	249,800	333,500
86	251,100	334,100
87	252,300	334,600
88	253,600	335,200
89	261,600	335,500
90	263,300	336,000
91	264,900	336,400
92	266,500	336,900
93	268,400	348,200
94	270,200	349,600
95	271,900	351,100
96	273,600	352,600
97	275,300	354,200
98	277,000	355,000
99	278,800	356,200
100	280,300	357,200
101	281,800	358,100
102	283,700	359,200
103	285,500	360,100
104	287,400	361,200
105	289,000	362,100
106	290,700	362,800
107	292,500	363,500
108	294,300	364,200
109	295,800	364,600
110	297,500	365,200
111	299,000	365,900
112	300,600	366,600
113	302,200	366,900
114	303,900	367,600
115	305,500	368,300
116	307,200	369,000
117	308,100	369,300
118	309,600	369,900
119	311,100	370,600
120	312,700	371,200
121	314,300	371,500
122	315,900	372,100
123	317,500	372,800
124	319,000	373,400
125	320,500	373,800
126	321,700	374,300
127	322,900	374,900
128	324,100	375,400
129	324,800	375,900
130	325,700	376,500
131	326,500	377,000
132	327,300	377,300
133	328,200	377,700
134	328,600	378,200
135	329,300	378,600
136	330,100	379,000
137	330,900	379,400
138	331,600	379,900
139	332,300	380,300
140	333,000	380,700
141	333,500	381,000
142	334,100	
143	334,600	
144	335,200	
145	335,500	
146	336,000	
147	336,400	
148	336,900	
149	337,300	
150	337,800	
151	338,300	
152	338,800	
再雇用職員	223,200	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。